

◎ 関税法及び関税暫定措置法の一部を

改正する法律

(平成二十七年三月三十一日法律第一〇号)

一、提案理由(平成二十七年三月一日・衆議院財務金融委員会)

○麻生国務大臣 たいいま議題となりました関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明させていただきます。

政府は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、指定薬物を関税法上の輸入してはならない貨物に追加するとともに、関税率等について所要の改正を行うこととし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、医薬品医療機器等法に規定する指定薬物を関税法上の輸入してはならない貨物に追加することといたしております。

第二に、平成二十七年三月三十一日に適用期限が到来する暫

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律

定税率等について、その適用期限の延長を行うこととしております。

第三に、無申告加算税の不適用制度に係る期限を国税通則法の改正に合わせて延長することとしております。

その他、所要の規定の整備を行うことといたしております。以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

二、衆議院財務金融委員長報告(平成二十七年三月一日)

○古川禎久君 たいいま議題となりました各法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、指定薬物を関税法上の「輸入してはならない貨物」に追加するとともに、関税率等について所要の改正を行うものであります。

本案は、去る三月十日当委員会に付託され、十一日麻生財務大臣から提案理由の説明を聴取し、本日、質疑に入り、質疑を終局いたしました。次いで、採決いたしましたところ、本案は

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律

二四

全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十七年三月一三日)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和ある対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。また、東日本大震災により多大な被害を受けた地域の状況に十分配慮した税関手続の弾力的な対応に引き続き努めること。

一 最近におけるグローバル化の進展等に伴い、税関業務が増大し、複雑化する中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図り、また、覚醒剤・危険ドラッグ・銃器を始めとした社会悪物品等の国内持ち込みを阻止する水際において国民の安心・安全を確保するため、税関職員の定員の確保、高度な専門性を要する職務に従事する税関職員の処遇改善、機構の充実及び職場環境の整備等に特段の努力を払うこと。特に最近の国

際的な情勢を踏まえ、国民の安全・安心の確保を目的とする水際におけるテロ・治安維持対策の遂行に当たっては、事前情報の更なる有効活用を図るとともに、税関における定員の確保及び機器等の整備を含む業務処理体制の実現に努めること。

三、参議院財政金融委員長報告(平成二十七年三月一日)

○古川俊治君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

………(略)………

次に、関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、税関における水際取締りの強化を図るとともに、暫定税率の適用期限の延長等を行うとするものであります。

委員会におきましては、危険ドラッグの水際取締り強化の方策、税関職員の定員確保と体制整備の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十七年三月三十一日)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和ある対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。また、東日本大震災により多大な被害を受けた地域の状況に十分配慮した税関手続の弾力的な対応に引き続き努めること。

一 危険ドラッグ乱用者による犯罪・重大事故が深刻な社会問題となる中で、危険ドラッグに係る水際対策が一層重要となつていることに鑑み、税関においては、厚生労働省等の関係省庁との連携及び情報共有を強化しつつ、一層厳格な水際取締りを行うこと。

一 最近におけるグローバル化の進展等に伴い、税関業務が増大し、複雑化する中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図り、また、覚醒剤・危険ドラッグ・銃器を始めとした社会悪物品等の水際取締りの強化やテロ・治安維持対策の遂行により、国民の安全・安心を確保するため、事前情報の更なる有

効活用及び検査機器等の整備に努めるとともに、税関職員の設定の確保、高度な専門性を要する職務に従事する税関職員への処遇改善、機構の充実及び職場環境の整備等に特段の努力を払うこと。

右決議する。

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律